

長岡保養園・介護医療院長岡保養園すま居る 面会規定

(目的)

第1条 この規定は、長岡保養園・介護医療院長岡保養園すま居る(以下「病院」という)における入院患者(以下「療養者」という)への面会について必要な事項を定め、療養者の精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 療養者に面会することができる時間は13時～17時までとし、面会時間は30分程度とする。ただし、急を要する場合であって、病院が必要と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 療養者の病室内、食堂、談話室又は面会談話室とする。

(面会者)

第4条 面会者の年齢、人数制限なし。

2 面会者は、マスク着用(3歳未満はこの限りではない)のうえ、手指衛生(手指消毒、手洗い)を行ってから面会をする。

3 面会者は、発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等)がないこと。

(面会受付)

第5条 病院の所定の場所に設置した「体調チェック票」を記入し、記入したものを持って病棟へ行き、ナースステーションの職員に渡してから面会をする。

(面会者の遵守事項)

第6条 面会者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 療養者の治療、検査、日常のケアが優先されること。
 - (2) 他の療養者に迷惑を及ぼさないようにすること。
 - (3) 栄養管理並びに食中毒や感染症防止のため、飲食物の持ち込みはしないこと。
 - (4) 個人情報保護のため院内での写真・動画の撮影、録音及びSNSへの投稿は原則禁止とする。
- 2 病院は、面会者が規定に違反、またはその可能性があるときと認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第7条 病棟で感染症が発生した場合は、当該病棟の面会を中止する。

2 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合は、面会を制限することがある。

3 面会の制限については、ホームページにて周知する。

(面会の周知について)

第8条 本規定の内容は以下の方法で療養者、家族等協力者に周知する。

- (1) 利用相談時に別紙「面会のご案内」を用いて説明する。
- (2) 院内掲示及びホームページへの掲載を行う。

付則

この規定は令和8年6月1日から施行する